

# 脱ダム宣言から16年 浅川ダム運用開始！

## ～治水専用ダムの竣工に至るまでの経緯と念には念をいれた安全確保の取り組み～

かみ じょう あつ し  
上 條 敦 志\*

### 1. はじめに

浅川は、標高1,917mの飯縄山にその源を發し県庁所在地である長野市の北部山地を流下した後、北部の住宅街を流下し駒沢川等の支川を合流しながら、千曲川に合流する流域面積73km<sup>2</sup>、幹川延長17.0kmの一級河川です。浅川は、流れが急峻でさらに河川改修事業着手以前は天井川であったことなどから、水害が頻発していた。

このため、浅川流域住民の生命・財産を守るため、



図-1 浅川ダム計画概要図



写真-1 試験湛水状況写真  
(平成29年1月3日サーチャージ水位到達)

浅川流域の治水対策として「河川改修」・「ダム建設」・「内水対策」を総合的に実施してきた。

ここでは、「脱ダム宣言」から16年が経過してこの3月から運用を開始した浅川ダムの竣工に至るまでの経緯を紹介する。

### 2. 浅川の治水対策検討の経緯

浅川ダムは、昭和60年に多目的ダムとして事業採択され、平成12年9月に本体工事契約を締結した。

#### (1) 「脱ダム宣言」

平成12年10月に長野県知事として、田中康夫氏が就任した。田中知事は、その翌月、浅川ダム視察後の住民対話集会で、浅川ダム本体工事の一時中止を表明した。

また翌年の2月には、あの「数百億円を投じて建設されるコンクリートのダムは、看過し得ぬ負荷を地球環境へと与えてしまう。」というこの言葉に始まる「脱ダム宣言」を発表した。

この宣言は、かけがえのない地球環境と人類との共生を進めるうえでの理念として、好意的な意見が数多く寄せられた。

しかしその一方で県議会等からは、それまで関係市町村との協議によって長い年月をかけて進められてきた計画の唐突な変更であるとともに、住民の安全を無視した一方的な宣言であるとの声があがるなど、県内のみならず日本中に大きな反響を呼ぶこととなった。

この「脱ダム宣言」の発表を契機に長野県では浅川の「ダムによらない治水対策」の検討を開始することになった。

#### (2) 「ダムによらない治水対策の検討」

(平成13年6月～平成15年12月：治水安全度1/100)

##### ① 長野県治水・利水ダム等検討委員会の開催

田中知事(当時)の「脱ダム宣言」発表を受け、長野県議会では、平成13年の2月定例会に議員提案による「長野県治水・利水ダム等検討委員会

条例」が提案、可決され、長野県治水・利水ダム等検討委員会が設置された。

この検討委員会では、県内で当時ダム建設を予定していた浅川をはじめ9河川で、主に「治水対策、利水対策、環境問題や財政」といった項目を中心にダムの必要性について行政と住民がともに

表-1 浅川ダムに関する主な経緯

昭和 52 年 4 月	実施計画調査
昭和 60 年 4 月	建設採択 (多目的ダム)
平成 12 年 9 月 19 日	本体工事契約 (多目的ダム)
平成 12 年 10 月 26 日	田中康夫知事就任
平成 12 年 11 月 22 日	本体工事 (多目的ダム) を一時中止
平成 13 年 2 月 20 日	田中知事 (当時) が「脱ダム宣言」を発表
平成 13 年 3 月 19 日	2 月議会において長野県治水・利水ダム等検討委員会条例可決 調査審議 9 河川 (浅川、砥川、上川、黒沢川、薄川、郷土沢川、角間川、駒沢川、清川) について、行政と住民がともに考えていくことになる。
平成 14 年 6 月 25 日	県議会において「浅川及び砥川に関する治水・利水の枠組み」を提示
平成 14 年 9 月 25 日	本体工事契約解除 (多目的ダム)
平成 18 年 9 月 1 日	村井仁知事就任
平成 19 年 2 月 8 日	村井知事 (当時) が「治水専用ダム」を建設することを発表
平成 19 年 8 月 22 日	河川整備計画が認可
平成 22 年 3 月 12 日	本体工事契約 (治水ダム)
平成 22 年 5 月 12 日	本体工事着手 (治水ダム)
平成 22 年 9 月 1 日	阿部守一知事就任
平成 23 年 9 月 13 日	本体コンクリート初打設
平成 23 年 9 月 19 日	定礎式
平成 26 年 7 月 2 日	本体コンクリート最終打設
平成 28 年 10 月 11 日	試験湛水開始
平成 29 年 1 月 3 日	試験湛水にてサーチャージ水位到達
平成 29 年 3 月 17 日	ダム運用開始

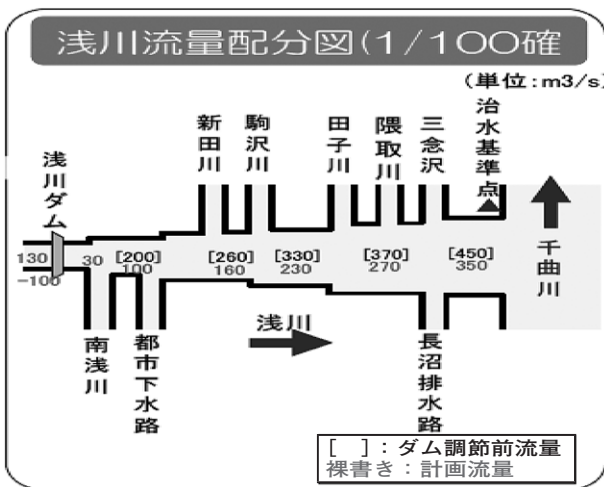


図-2 浅川流量配分図 (1/100 確率)

同じテーブルにつき検討を行った。

また検討委員会には、河川の流域ごとに部会も設置され、各テーマに沿ってより詳細に検討が行われた。

浅川部会では、延べ13回の検討が行われA案として「ダム+河川改修 (450m<sup>3</sup>/s) と長野市の水道用水 (5,400m<sup>3</sup>/s)」、B案として「河川改修案 (330m<sup>3</sup>/s)」のA案とB案の両論が併記された報告書が委員会へ提出された。

部会からの報告を受け、治水・利水ダム等検討委員会から「これまでの委員会審議の概要及びこれについて委員から寄せられた意見を総合して、その多数を優先し、委員会は浅川の総合的治水・利水対策としてB案すなわちダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水案を答申する。なお、A案を支持する意見もかなりあったことを付記する。」との答申がなされた。

②浅川の治水対策の枠組みの提示

検討委員会の答申を受け、田中知事 (当時) は議会の一般質問答弁で浅川の治水対策の枠組みを次のように示した。

- 浅川の基本高水流量は、現行の450m<sup>3</sup>/sを当面の治水対策の目標とし、また、答申の趣旨を踏まえ、浅川の流量調査を詳細に実施する等の作業を通じ、基本高水流量を再検討していく。
- 約8割にあたる1/50確率相当を河川改修とし、残りの2割を流域対策により検討する。

県では、河川改修原案と流域対策原案の作成に着手した。

③浅川流域協議会の開催

県では、平成9年の河川法の変更を踏まえ、治水・利水ダム等検討委員会で調査審議した河川の治水・利水対策等の実現に向けて、流域に関係する住民と関係行政機関の職員がともに考えていくことを目的に、流域協議会を設置することとし、

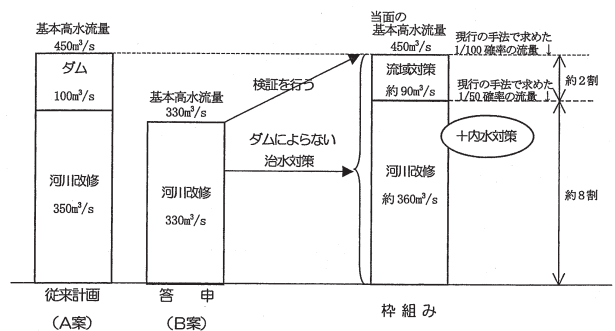


図-3 浅川の治水対策の枠組み

会員の公募を行った。

協議会へは、当初115人の公募があり、第1回協議会を平成15年8月に開催した。それ以降、浅川流域協議会は、現在までに延べ22回開催している。

協議会では、県から河川改修原案（河川掘削、護岸積替等による河川改修）と流域対策原案（森林整備、ため池貯留、水田貯留、遊水池設置）についての説明を行い、検討を行った後、平成15年12月に協議会から提言書の提出が行われた。

提言書には、「国の認可を得て一日も早い河川改修を進めるべき」との意見や「水田耕作の継続保証がないのに、効果を見込むことに疑問」等の意見もあり、県ではさらに治水対策の検討を行うことになった。

### (3) 「河道内遊水池による検討」

(平成15年12月～平成16年9月：治水安全度1/100)

平成16年9月に開催した流域協議会で県は「従前計画の治水安全度1/100・基本高水流量を踏襲」し、『河道内遊水池（穴あきダム）』『ため池』及び『遊水池』を組み合わせた技術検討案を示した。

この案に対し、河道内遊水池に対して「今までダムを中止した所へ、また造るとするのは、『脱ダム』宣言をしておきながらおかしい」といった意見が出され、多くの会員が同調、流域協議会は紛糾した。

県では、「河道内遊水池」に関して、流域協議会での意見集約できないことから、当面、整備計画の対象となる20年間に実施する河川整備について検討を開始することにした。

### (4) 「当面20年間の計画案検討」

(平成16年9月～平成18年8月)

#### ①浅川の河川整備計画の基本的な考え方

県では、整備計画に関する基本的な考え方を次のように定めた。

- 将来目指すべき治水安全度：1/100（基本高水450m<sup>3</sup>/s）とする。
- 河川改修、ため池及び遊水池により当面上流部1/30（河道の流下能力100m<sup>3</sup>/s）、下流部1/60（河道の流下能力350m<sup>3</sup>/s）とする。

#### ②国土交通省協議

この基本的な考え方に従い、国土交通省関東地方整備局と河川整備計画について協議を実施したところ、「県が将来1/100を目指すのであれば、これを満足する計画も示すべきである。」との指導を受け、さらに「整備計画に盛り込む対策+放水路」による計画を1/100計画として再度提示、協

議した。

その結果「放水路・遊水池を計画している箇所  
の地形は、急勾配地で確実な分水が可能か」という技術的な課題が示された。

また、地元からも遊水池や放水路の受け入れを反対され、ダムによらない計画が困難となった。

### (5) 「ダムを含めた治水計画の再検討」

(平成18年10月～平成19年8月：治水安全度1/100)

田中知事の後、平成18年9月に就任した村井知事は、10月の県議会で「浅川治水対策の目標を治水安全度1/100、基本高水流450m<sup>3</sup>/sとすること」と「ダムという選択肢を含め、環境への影響、経済性、効率性を考慮する中で幅広く検討し、現代における最高の科学的、技術的判断に基づいて最終的な治水対策案とする」ことを表明した。

この表明を受け県では、ダム、遊水池、放水路、ため池貯留などを組み合わせた幅広い対策案を検討し、浅川の外水対策は、「治水専用ダム（穴あきダム）」と「河川改修」による案とし、国をはじめ関係機関との協議を進め、了承を得た。

従前の浅川ダムの目的の一つであった水道事業については、長野市との協議において同意を得て利水を目的から外す変更を行った。

その後、平成19年8月に浅川の外水対策として「治水専用ダム」と「河川改修」を計画した河川整備計画が認可され、治水専用ダムが本格的に事業化することとなった。

## 3. 治水専用ダム工事着手

平成22年3月にダム本体工事の契約を行い、5月から工事に着手した。

### ①浅川ダム論点再確認作業（平成22年9月～11月）

平成22年9月に就任した阿部知事は、「浅川ダム建設にあたり県民からこれまでにいただいた浅川の疑問点を再確認し、知事が判断を行い、説明責任を果たすための論点を整理すること」を目的に再確認作業の実施を指示した。

再確認作業は、現地調査や3回の専門家からの意見聴取を行い、次の論点を整理した。

#### 【論点1】ダムの必要性について

浅川ダムは、外水氾濫やゲリラ豪雨による洪水を軽減する。

#### 【論点2】内水対策について

浅川ダムとは、別に内水対策を進めることが必要である。

### 【論点3】ダムの安全性

浅川ダム周辺には、活断層はない。地すべりに対しては、必要な対策を講じ、試験湛水で最終確認をする。

### 【論点4】基本高水流量の妥当性について

新たなデータを加えて考慮しても、浅川治水基準点の基本高水450m<sup>3</sup>/sは妥当である。

### 【論点5】河川整備計画の策定手続きについて

浅川の河川整備計画は、河川法に基づき適正に策定されている。

整理された論点は、阿部知事へ報告し、阿部知事は、「浅川ダムの建設を中止すべき重大な問題点はない」として、「浅川ダムの建設継続」の最終判断をした。

### ②浅川ダムF-V断層の安全性の再確認実施

F-V断層<sup>\*</sup>の安全性の再確認は、平成23年3月の東北地方太平洋地震（東日本大震災）の発生を受けこの断層に不安を感じている方々も含め、県民により一層の説明責任を果たすため行った。

F-V断層が活断層であるか否かを確認するため、ダム建設に直接関わっていない中立・第三者的な立場で活断層について高度な知識を有する専門家として、独立行政法人産業技術総合研究所の2人の専門家に調査を依頼し、再確認を行った。専門家による現地調査や追加調査の分析などが行われ、平成24年3月に専門家より、「地層のたわみなどの現象の原因は、全て断層以外の要因で説明できる。」「明確な断層運動があったという証拠は全



写真-2 ダムの完成を祝いバルーンリリースを行う参加者

く見られない。」等の見解が示され、県では、専門家の見解を踏まえて「F-V断層は活断層ではなく、ダム建設に支障となる断層ではないと考える。」との判断をした。

### ③試験湛水

平成22年5月から始まった浅川ダム本体工事は、平成28年9月末までに概ね完成し、10月11日から試験湛水を開始した。

平成29年1月3日には、ダム貯水位が標高562.1mのサーチャージ水位（満水）に到達した。

試験湛水中は、職員が24時間体制で常駐し「ダム堤体及び貯水池周辺に設置した各観測計器によるデータ確認」及び「堤体や貯水池を巡視により目視確認」を行い、異常が認められなかった。

最高水位に到達した1月3日の翌日からダムの天端を一般開放したが、3日間と言う短い期間にもかかわらず、県内外から三千人を超える見学者が訪れ、このダムに対する関心の高さを改めて実感した。

その後、観測データの取りまとめと解析を行い、3月14日に浅川ダム施工技術検討委員会<sup>\*</sup>へ試験湛水中の状況や観測データ等の説明を行った。

引き続き竣工検査を行い、3月17日に施工業者よりダム堤体等の施設を引き取り、浅川ダムの運用を開始した。

## 4. おわりに

浅川ダムは、7月24日同ダムで竣工式を開催した。竣工式には、関係者や地元住民ら約150名が出席し、昭和52年の実施計画調査開始から40年を経て、全国4例目の「穴あきダム」として完成した浅川ダムの安全運用を願った。

今後、県では、浅川流域住民の生命、財産を守るため、浅川ダムの維持管理をしっかりと行うとともに、一層の防災、減災の取組みを進めていくこととしている。

最後に、ダム完成までの長期間にわたりご指導・ご支援いただいた国土交通省をはじめ関係機関の皆様に、感謝申し上げます。

### 【用語解説】

※ F-V断層……浅川ダムの掘削工事中に、ダム敷を縦断するように60mにわたり露出した断層。ダム反対派が「明瞭な断層でダム建設を直ちに中止すべきである」といった反対の動きがあった。

※浅川ダム施工技術検討委員会

……浅川ダム建設工事において、設計図書の品質を確保し、適正かつ円滑な工事の執行を図り、工事の施工に関する判断に資することを目的に設置。委員は、ダム工事に精通した専門家及び学識経験者等のうちから、長野県建設部長が6人を委嘱し、延べ11回開催。